

株式の併合に係る事前開示書類（変更）

（会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面）

2022 年 11 月 30 日

日立金属株式会社

2022年11月30日
日立金属株式会社
代表執行役社長 西山 光秋

株式の併合に関する事前開示事項

当社は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して、2022年11月22日付で会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）182条の2第1項及び会社法施行規則（平成18年2月7日法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下「会社法施行規則」といいます。）第33条の9に基づき本株式併合に係る事前開示書類（以下「本事前開示書類」といいます。）の開示を行いました。2022年11月30日開催の当社取締役会の決議により本事前開示書類の内容に変更が生じたので、会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9第3号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は、本事前開示書類の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

記

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(2) 自己株式の消却

当社は、2022年11月21日付プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」及び2022年11月30日付プレスリリース「(変更)「自己株式の消却に関するお知らせ」の一部変更について」でお知らせいたしましたとおり、2022年11月21日開催及び11月30日開催の取締役会において、2022年12月30日付で自己株式を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

以 上